

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷	軽傷	CO中毒	火災			
2018/12/30	2020/05/21	カセットこんろ	石川県						○(火災)当該製品に他社製のカセットボンベを装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故当時、他社製カセットボンベをフランジ切欠きを下向きに装着していた。○当該製品に穴空き、異物の詰まり等、ガス漏れの痕跡は認められなかった。●当該製品は使用者がカセットボンベのフランジ切欠きを下向きに装着したために、液化状態のガスが製品内部に噴出され、点火動作により引火したものと推定される。なお、当該製品の本体表示には、「専用の容器(ボンベ)を使用する。」「容器(ボンベ)は正しくセットして使用する。」旨、記載されている。	
2018/12/14	2020/05/22	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、半密閉式(FE式))	大阪府			1	○		(CO中毒、軽症1名)施設で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒の疑いにより1名が病院に搬送された。	○使用者がボイラー室に入った後に別室へ移動し、約10分後に吐き気を感じてろれつが回らなくなり、その50分後に救急車で病院に搬送された。○病院で血中の一酸化炭素ヘモグロビン濃度を検査した結果、値は正常値であった。○ボイラー室から一酸化炭素は検出されず、ボイラー室に設置された当該製品(5台)を含む全ての燃焼機器の一酸化炭素濃度は正常値であった。○当該製品(5台)のエラー履歴に一酸化炭素の検出や一酸化炭素センサーの故障は記録されていなかった。○ボイラー室の給気口は、施工説明書で指定された必要開口面積565平方cm以上に対して1750平方cmであり、燃焼に必要な給気量が十分に確保されていた。○当該製品(5台)の排気口からボイラー室への排気ガスの逆流は認められなかった。○使用者は化学物質に敏感な体質との申出内容であった。●当該製品(5台)は、燃焼状態、給気及び排気に異常は認められず、使用者の血中の一酸化炭素ヘモグロビン濃度が正常値であったことから、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:1年
2018/12/06	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	東京都						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は全体的にすずの付着や熱の影響により鋼板の変色及び酸化が認められ、特に右側操作ボタン部の焼損が著しく、樹脂部品は焼失していた。○グリルの焼き網上に焼けた調理物の残さがあり、焼き網、水受皿、グリル庫内にすずが付着していたが、水受皿や庫内に油脂等の残さは認められなかった。○各センサー類及びガス通路に異常はなく、機器内部に出火の痕跡は認められなかった。○ガスコントロールユニットを確認したところ、ガスコントロールユニット内の器具栓の位置は全て「閉」状態であった。○当該製品までの灯内内管にガス漏れは認められなかった。○事故発生時の当該製品の使用の有無も含め、詳細な状況は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/12/05	2020/05/21	ガストーチ	東京都						○(火災)当該製品を点火したところ、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、使用者は調理中の料理に焦げ目をつけようと当該製品を点火して傾けたところ、手元に火炎が上ってきたとの申出内容であった。○当該製品は、予熱が不要な仕様で、点火直後に逆使用ができる製品であった。○当該製品の火力調整つまみは熱で変形していたが、点火には支障なく、その他の部品に異常は認められなかった。○事故発生時に取り付けていたガスボンベは熱による変形が認められたが、気密性に異常は認められなかった。○当該製品に正規品のガスボンベを取り付け、気密性試験や着火テストを実施したところ、ガス漏れは認められず正常に燃焼した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故発生につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/11/28	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	東京都						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が外出した直後に火災が発生しており、外出前に当該製品は使用されていなかった。○室内では体長約50cmの犬を飼っていた。○当該製品は右こんろのプッシュ式操作ボタンが点火位置になっていた。○当該製品は背面が著しく焼損しており、背面のゴム管が焼損していた。○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。○立ち消え安全装置及び温度センサーに異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火につながる異常は認められないことから、当該製品の操作ボタンが押されて周囲の可燃物に着火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/11/25	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	愛知県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は全体が焼損し、前面の操作ボタンは全て焼失していた。○当該製品内部は黒くすすけており、左右こんろ及びグリルの器具栓は熱影響を受けていたが、出火の痕跡は認められなかった。○台所から離れた別の部屋に焼損の強い箇所があり、出火場所と判断された。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷	軽傷	その他	火災			
2018/11/17	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	神奈川県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の左こんろ(標準バーナー)を使用してフライパンで揚げ物調理をしていたが、火力が弱かったため、途中から調理油過熱防止装置の搭載されていない右こんろ(強火力バーナー)に変更した。○当該製品の外観に特段の焼損、汚れ等は認められなかった。○当該製品のガス入口継手から器具栓までの一次側にガス漏れは認められなかった。○当該製品の動作確認を実施したところ、左右こんろのいずれも点火及び消火に異常が認められず、一度消火したものが人為的操作なしに再度点火する状況は確認できなかった。○当該製品内部の左右こんろの器具栓防熱板、バーナー台等に煮こぼれが原因と思われる腐食等があったが、底板、配線類、メインガス配管等に腐食等はなく、内部から出火した痕跡及び内部が焼損した痕跡は認められなかった。○右こんろの器具栓に変形及び焼損は認められなかった。○事故現場には、当該製品以外に熱源となるものは確認できなかった。●当該製品に事故につながる異常は認められず、かつ、当該製品の周辺に熱源となるものが認められなかったため、使用者が調理油過熱防止装置の搭載されていない右こんろを使用して調理を行い、調理終了後にこんろの火を消し忘れたことによりフライパンの油が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「揚げ物調理をする際は標準バーナーを使用する。」、「使用後の消火を必ず確かめる。」旨、記載されている。	
2018/11/12	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	沖縄県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生前日に施錠して外出し事故当時は不在であり、当該製品の上には新聞紙や猫よけシートが置かれていた。○当該製品は押し下げ式の点火ボタンであり、事故当時右こんろの点火確認サインが表示されていた。○当該製品の左側操作部は焼失していた。○左こんろの受皿に紙状の焼損物が認められた。○グリル内部及び当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品にはチャイルドロック機構が付いており、事故当時ロックされていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/11/10	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	愛知県						○(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品の右こんろで揚げ物、左こんろでスープを調理中、使用者が火を付けたままその場を離れ、1時間後に火災が発生した。○当該製品は著しく焼損していたが、内部から出火に至った状況ではなかった。○当該製品は調理油過熱防止装置付きのガスこんろであり、左右こんろの温度センサーに異常は認められなかった。○揚げ物に使用していた鍋は、鍋底が平らで温度センサーが密着するもので、油量も規定量以上であった。○同等品の左右こんろで油と水を強火で加熱し続ける試験を行ったところ、右こんろは油が270℃で一定温度を保ち続け35分後に自動消火し、左こんろは水が全て蒸発して空だき状態(1時間半後)になると自動消火し、出火に至ることはなかった。●当該製品は内部から出火に至った状況ではなく、左右の温度センサーに異常は認められなかったことから、調理中に火を付けたままその場を離れたため、揚げすぎによる油の飛び散りや近くに置かれていた可燃物が焼損し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火を付けたまま離れない。」、「燃えやすいものを機器の近くに置かない。」旨、注意が記載されている。	
2018/11/05	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	奈良県			1			○(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○使用者が調理のために当該製品のこんろにフライパンを置き、点火後にその場を離れていたところ、異音が聞こえ、確認するとグリル内部とグリル排気口から炎が出ていた。○当該製品は、前部の樹脂部品が焼損、溶融し、水受皿内部に多量の炭化物が認められた。○グリル内部は、上部及び側面に多量のすすが付着していた。○左右のこんろとグリルの器具栓はオフ状態であり、混合管やバーナーヘッドに異常は認められなかった。○機器内部には、局所的な過熱痕はなく、内部から出火した痕跡は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が誤ってグリルを点火し、グリルの水受皿に堆積していた油脂類が発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル使用後は手入れを行う。」旨、記載されている。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷	軽傷	その他			
2018/11/05	2020/05/21	ガストーチ	埼玉県					○(火災)当該製品に他社製のガスポンペを接続して使用しようとしたところ、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品に他社製のカセットポンペを取り付けた際、「シュー」という音がしてガスのおいがしていたが、その状態で点火したところ、接続部から炎が上がった。○全体にすずは付着しているが、変形や破損は認められなかった。○当該製品に正規品のカセットポンペを取り付けて点火したところ、取付け状態に異常はなく、正常に点火し、燃焼状態にも異常は認められなかった。○当該製品に正規品のカセットポンペ及び事故発生時に取り付けていたカセットポンペを取り付け、気密性試験や水没試験を実施したところ、ガス漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/11/03	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府					○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の左こんろ(高火力バーナー)を最大火力から少し下げた状態で調理しており、調理油が1~1.5L入った片手鍋で食材を調理後、約2時間後に外出し、その1時間後に帰宅した際、当該製品及び周辺が焼損していた。○当該製品は全体的に著しく焼損し、樹脂部品は焼失して残っておらず、左こんろ手前側が著しく熱影響を受けていた。○全ての器具栓はアルミダイカストが溶融していたため、オン/オフの確認はできなかった。○当該製品の左こんろに、アルミ製の鍋が溶融して固着していた。○左右のこんろのバーナーヘッド、混合管及びダンパーに異常は認められなかった。○カセットコンロを使用し、1.3Lの調理油を入れた鍋を中火で加熱したところ、2時間11分後に調理油が発火した。●当該製品のバーナーに異常は認められず、調理油が入っていた鍋が溶融しており、左こんろ周辺の焼損が著しかったことから、左こんろを消し忘れたことで調理油が過熱して発火したものと考えられる。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま離れない。」旨、記載されている。	
2018/11/02	2020/05/21	ガスこんろ(LPGガス用)	福岡県	1				○(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○消防で分解された当該製品を確認したところ、焼損が著しく、樹脂部品は全て焼失していた。また、ごときや汁受皿に鍋等の溶融物は認められなかった。○左こんろの器具栓が開状態であり、器具栓に熱変形が認められ、その周辺の天板及び前面裏側にすずの付着や熱を受けた痕跡が認められた。○左こんろの器具栓の固定用ねじが1本なくなっていた。○当該製品と同一構造の押し回し式ガスこんろにより、器具栓の固定用のねじが1本ない状況で点火した結果、ガス漏れは認められなかった。○グリル内に油污れなどは付着しておらず、バーナーの炎口や混合管内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ及び異常燃焼の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月26日
2018/11/01	2020/05/21	迅速継手(LPGガス用)	神奈川県					○(火災)学校で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○小学校の家庭科教室でガスこんろを使用して調理実習を行っていたところ、約20分後にガス栓と当該製品の接続部分から出火した。○関係者によると、ガスこんろはガス台の上に、ガスこんろの背面とガス台の壁との距離が約10cm、ガスこんろの左側面とガス台表面に設置されているガス栓との距離が約10cmとなるよう設置されており、ガス栓とガスこんろのホースエンド(ガス接続口)は、当該製品と長さ54cmのゴム管で接続されていたとの申出内容であった。○ガス栓の開放は担当教師が行ったが、ガス臭や異音は認められなかった。○当該製品は摺動環及びソケットカバーに焼損及び樹脂の溶融の痕跡が認められたが、正常接続時に露出する摺動環の部分に焼損の痕跡は認められなかった。○当該製品とガス栓のプラグとの接続シールとなっているコンセントパッキンに、ガス漏れにつながるような異常は認められなかった。○当該製品はガス栓と正常に脱着できる状態であり、気密性に異常は認められなかった。○事故現場を想定した再現実験を行った結果、ゴム管の取り回し方によっては、当該製品及び類似品がガス栓と不完全な接続状態でガス栓に固定されて、ガスが漏れる状態が作られることが確認された。●当該製品にガス漏れ等の異常はなく、ガス栓との正常接続時に露出する部分に焼損が認められなかったことから、当該製品とガス栓の接続が不完全な状態で使用されたため、ガスが漏れ、ガスこんろの火が引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「本品とプラグの接続はカチッと音がするまで差し込む。」旨、記載されている。	製造から20年以上経過した製品。平成30年11月6日に経済産業省産業保安グループにて公表済。平成30年11月15日に消費者安全法の消費者安全法として公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月30日

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他			
2018/10/31	2020/05/22	ガスこんろ(LPガス用)	神奈川県				○	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時に当該製品の全ての操作ボタンは「閉」で、ガス栓は閉栓されていた。○当該製品左後方が著しく焼損していた。○ホースエンドとガス配管をシールするリングが炭化していた。○ガス配管入り口から器具栓までの気密性に異常は認められなかった。○当該製品に装着されていた2本の乾電池に液漏れ等の異常は認められなかった。○左後方下部に設置されていたイグナイターは焼失していたが、操作ボタンが「閉」の状態では、イグナイタースイッチはオフ状態であった。○イグナイタースイッチ及び制御基板に異常は認められなかった。●事故発生時に当該製品の操作ボタンが「閉」で、ガス栓も閉じられており、製品内部に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/10/31 知	2018/11/20	ガス給湯付ふろがま	東京都					ガス事業者の協力が会社が定期保安点検で当該機器のフロントカバー変形を発見した。(落雪により上方排気カバーが閉塞し異常着火したと推測)		
2018/10/30 知	2018/11/20	ガス給湯付ふろがま	東京都					製品交換で訪問した際当該機器の変形を確認した。(冠水で点火し難い状況で点火操作を繰り返し異常着火したと推測)		
2018/10/30	2018/11/20	ガス給湯付ふろがま	埼玉県					給湯器でお湯を使用した際、「ボン」と大きな音がしたため確認するとフロントカバーが変形していた。(外壁塗装工事で業者が給湯器に養生シートをかけたが、使用者に注意喚起していなかった)(養生シートによる排気閉塞で異常着火)		
2018/10/29 知	2018/11/20	ガス給湯付ふろがま	神奈川県					ガス事業者の協力が会社が定期保安点検で当該機器のフロントカバー変形を発見した。(養生シートによる排気閉塞で異常着火)		
2018/10/26 知	2018/11/20	ガス給湯付ふろがま	東京都					定期保安点検に当該機器のケーシング変形を発見した。(冠水で点火し難い状況で点火操作を繰り返し異常着火したと推測)		
2018/10/26 知	2018/11/20	ガスふろがま	東京都					修理訪問時に当該機器のケーシング変形を発見した。(冠水で点火し難い状況で点火操作を繰り返し異常着火したと推測)		
2018/10/22	2018/11/20	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	神奈川県					ガステーブルで調理中にガス栓付近から5cm程度の炎があがったため水をかけて消火し、ガス栓を閉めた。(ソケットの一部焼損)(ゴム管用ソケットの不完全接続・ガス漏洩)		
2018/10/19	2020/05/21	カセットこんろ	神奈川県				○	(火災)当該製品に他社製のカセットボンベを装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品に新品の他社製カセットボンベを取り付けて点火したところ、当該製品とカセットボンベとの接続部から使用者の顔の高さまで炎が上がった。○当該製品にカセットボンベを取り付ける際は、ふだんよりも手応えが固く取付けに時間が掛かったが、「カチツ」という音を聞き、ガス漏れの異音及び異臭もなかったため、そのまま点火操作を行ったとの申出内容であった。○当該製品のカセットボンベ接続部には破損及び擦過痕は認められなかった。○当該製品にカセットボンベの同等品を取り付けたところ、正常に取付けができ、ガス漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	A201800464(カセットボンベ)と同一事故

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他			
2018/10/15	2018/11/20	ガス給湯暖房機(給湯・暖房(・ふろ)兼用)	福岡県					建物の外壁塗装工事の際、排気トップが養生シートで覆われている状態でガス瞬間湯沸かし器を使用したら、ボンと音がして、フロントカバーが変形した。(養生シートによる排気閉塞で異常着火)		
2018/10/15	2018/11/20	2口ホースエンド型	千葉県					コンロの右側バーナーを点けようとして、手を放したら消えてしまったため、2口ガス栓のもう一方も開ける必要があると思って開けたところ、ガス栓に火が点いてしまった。操作していた本人がすぐ消火器で消火した。(被害なし)誤開放		
2018/10/13	2020/05/21	ガスカートリッジ	滋賀県					○(火災)当該製品をガストーチに装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を接続した工作用ガストーチを使用していたところ、炎が急に青色から黄色に変わって大きくなった。○当該製品は、外装がすすで汚損されて黒く変色していたが、変形や傷等は認められなかった。○当該製品及びガストーチとの接続部からのガス漏れは認められなかった。○同等品を当該ガストーチに接続して再現試験を実施した結果、ガストーチを傾けると炎が青色から黄色に変わって異常燃焼したことから、当該型式品は内部の液体ガスがガストーチのノズルへ流出する構造であると考えられた。○当該製品は家族が購入して以前から使用していたが、使用者は事故発生時が初めての使用であった。○当該製品本体及びガストーチの本体表示には、「水平で安定した場所に置く。」及び「正立作業にて使用する。」旨、注意表記されている。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品を接続したガストーチを傾けて使用したため、当該製品内部の液体ガスがガストーチのノズルへ流出して異常燃焼したものと推定される。なお、当該製品本体及びガストーチの本体表示には、「水平で安定のよい場所に置く。」「正立作業にて使用する。」旨、注意表記されている。	
2018/10/12	2018/11/20	ガス給湯付ふろがま	神奈川県					点火操作を繰り返したところ、破裂音が生じてフロントパネルが変形した(風呂場が冠水し点火しにくい状況で点火操作を繰り返し異常着火)		
2018/10/11	2018/11/20	ガス瞬間湯沸器(先止式)	大阪府					ガス事業者の関連企業が定期保安点検で当該機器のケーシング変形を発見した。(落雪により上方排気カバーが閉塞し異常着火したと推測)		
2018/10/10	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	東京都					○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品を使用後に外出し、その約30分後に火災となった。○当該製品は焼損が著しく、外観には全面にすすが付着しており、正面の操作ボタン3個(左右こんろ用、グリル用)が焼失していた。○右こんろの器具栓のロッドが押し込まれた状態(使用状態)で焼損していた。○内部にガス漏れによる焼損は認められなかった。●当該製品にガス漏れ痕跡等の異常は認められず、右こんろが使用状態で焼損していたことから、使用者がこんろを消し忘れて外出したため、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」「使用後は消火を確かめ、外出、就寝時にはガス栓を閉める。」旨、記載されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月2日

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他	火災			
2018/10/08	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	東京都						○(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のグリルで食パンを焼いているとき、「ボン」と音がしてグリル扉のガラスが割れ、中から煙が出た。○使用者は、当該製品を購入して1年間、ほぼ毎日グリルを使用して魚を焼いていたが、一度もグリルを掃除しなかった。○天板の上に煮こぼれ等の跡が、天板の全面には焼損した跡が認められ、当該製品の背面に接触していたガスホースの外側被覆が焼損していた。○機器内部の電気配線のリード線の被覆が溶けていたが、機器内部にすずの付着は認められなかった。○グリル扉から取っ手が外れ、ガラスが破損しており、グリル庫内に炭化した食パンが認められ、水受皿内には多量の炭化物が堆積し、グリル焼き網に炭化物の塊が付着していた。○グリル庫内の焼損は著しく、油脂の付着や油脂の焦げつきが認められたが、水受皿の下部分は汚れが少なく、焼損の跡は認められなかった。●当該製品は、使用者が購入後、グリルの手入れを一度も行っていないことから、グリルで食パンを調理中に発火した食パンの火が堆積していた油脂等に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル使用後及び連続使用するときは、水受皿にたまった脂を取り除く。」旨、記載されている。	
2018/10/08	2020/05/21	ガスこんろ(LPGガス用)	茨城県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の背面にある台所の壁、天井の一部及びガスホースが焼損していた。○右こんろのごとく上に、樹脂製リモコン等の可燃物の炭化物が認められた。○右こんろの操作ボタンは押された状態であったが、左こんろの操作ボタンは押されていない。○当該製品に異常燃焼等の痕跡は認められなかった。●使用者が当該製品の右こんろのごとく上に可燃物を置いた状態で右こんろの操作ボタンを押したこと、こんろの火が可燃物に着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「製品の上や周囲には可燃物や引火物を置かない、近づけない。」旨、記載されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月1日
2018/10/04	2018/11/20	ガスこんろ	新潟県						○こんろで調理後、グリル排気口とグリル扉の取っ手部分から火が出た。(誤ってグリルを点火し放置したため、グリルの受皿に溜まっていた油脂等が発火したものと推測)		
2018/10/02	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、密閉式(F式))	東京都						○(火災)宿泊施設で当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は出湯能力32号の強制給排気式のガス瞬間湯沸器で、宿泊施設の屋上ボイラ室に4台連続接続仕様で設置されていたうちの1台であった。○機器内部に熱による変色や焦げ、溶損等の異常は認められなかった。○ガス漏れ、水漏れ、点火及び火移り性能に異常は認められなかった。○当該製品の排気管には、管口径の異なる排気管が強引に差し込まれ、アルミテープのみで固定されており、断熱材は焦げ、アルミテープの糊(のり)も熱による溶融、変色が認められた。○施工業者の名称等の詳細については不明である。●当該製品の排気管に管口径の異なる排気管を強引に差し込み、接続部はアルミテープのみで固定されていたことから、燃焼時の排気管の熱でアルミテープの糊(のり)が経年的に溶け、接続部のシール性が著しく低下したことで隙間より排ガスが漏れたため、周囲の断熱材を焦がしたものと推定される。なお、事業者は事故発生以前に当該現場にて「排気管工事の不備」を確認し、宿泊施設に対して複数回にわたり「使用禁止」を伝えていた。	・使用期間:不明(製造年月から4年10か月と推定)
2018/09/26	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	愛知県		1				○(火災、重傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○就寝中に目を覚ますと、台所から火が上がっていた。○使用者は就寝前に当該製品の右こんろを使用していた。○使用者は火を消したかはっきりしていなかった。○当該製品の右こんろのつまみ軸は「開」の位置であった。○当該製品に調理油過熱防止装置及び消し忘れ防止装置は付いていなかった。●当該製品の右こんろのつまみ軸が「開」の位置であったことから、火の消し忘れにより周辺の可燃物が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま離れない。火をつけたまま就寝、外出は絶対にしない。」「近くに燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。	製造から20年以上経過した製品
2018/09/26	2018/11/20	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	神奈川県						業務用炊飯器を使用した際にゴム管用ソケットに火が着いたため、ガス栓を閉止して消火した。(ソケットの一部に焦げ)油の多い環境で掃除をしなかった為に異物が混入、結果、シール性能が低下しガスが漏れ引火)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他	火災			
2018/09/26	2018/11/20	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	大阪府						コンロ使用時右側ガスコンロを点火した際、迅速継手(ゴム管用ソケット)より火が出たので濡れタオルで消火した。(ソケット一部焼損)(ゴム管用ソケットの不完全接続・ガス漏洩)		
2018/09/26	2018/11/20	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	京都府						テーブルコンロを点火した際、ガス栓に接続した迅速継手(ゴム管用ソケット)付近から炎があがったため、濡れぞうきんで押さえて消火しガス栓を閉じた。(ソケット一部焼損)(ゴム管用ソケットの不完全接続・ガス漏洩)		
2018/09/21	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	岐阜県					○(火災)当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損した。	○使用者は事故発生の5分ほど前、当該製品の前でパンにバターを塗っていた。○当該製品はグリルの操作ボタンが点火位置になっていた。○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。○当該製品の左こんろ上にはカセットこんろがあり、カセットボンベが破裂していた。○使用者は外国人で、友人が設置した当該製品の使い方がわからなかったため、カセットこんろを使用していた。●使用者が誤ってグリルの操作ボタンを押して点火に気付かなかったため、当該製品の左こんろ上に置いていたカセットこんろがグリル排気熱で温められ、装着されていたカセットボンベの内圧が上昇し、爆発に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。		
2018/09/21 知	2018/11/20	ガス瞬間湯沸器(先止式)	東京都						ガス事業者が定期保安点検で当該機器のケーシング変形を発見した。(養生シートによる排気閉塞で異常着火)		
2018/09/13	2018/11/20	ガスふろがま用バーナー	埼玉県			1		○定期保安点検中に点火確認しようとして数回操作したが点火せず、顧客に点火を依頼したところ爆発した。(火傷軽傷)(40年以上昔の立消消火装置のない機器で点火操作を誤り異常着火した)			
2018/09/13	2018/11/20	2口ホースエンド・コンセント型	兵庫県						2口ガス栓のガスホースの繋がっていないコックを誤開放し、コンロの着火操作をした際、漏れたガスに引火した。(壁紙、油除け焼損)(誤開放)		
2018/09/10	2018/11/20	ガスこんろ	東京都						○こんろ使用中に爆発音と煙が発生し、機器内部の一部が焦げ、ツマミが溶融した。(長期の煮こぼれ放置によりガス配管が腐食し漏れたガスが引火したと推測)		
2018/09/06	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式))	東京都					○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の自動湯張り運転をしていたところ、ベランダで「パン」という音がしたのでベランダへ行くと、当該製品と当該製品下部の配管カバーの間から炎が見えた。○配管カバー内の電源コード、配管類及び防水コンセント並びにその周辺に置かれていた樹脂製バケツ及びモップが焼損していた。○当該製品正面下側及び左右側面にすずが付着し、背面は下半分及び底部(下面)に多量のすずが付着していた。○電源プラグ及び防水コンセントに出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは短く束ねられた位置で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○当該製品にガス漏れは認められなかった。○当該製品内部の配線被覆は炭化していたが、電源基板、電装基板上の部品は焼損しておらず、異常は認められなかった。●当該製品にガス漏れはなく、電源基板等に焼損は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	CO中毒	火災			
2018/09/06	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、半密閉式(FE式))	愛知県			7	○	(CO中毒、軽症7名)当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により7名が軽症を負った。	○当該製品は排気フードの下に設置されており、設置状況は適切であった。○事故発生時、厨房に設置された排気ダクトの排気ファンスイッチが「切」になっており、当該製品の隣に設置されている2台のガス式食器洗浄機も稼働中であった。○当該製品は不完全燃焼防止装置が作動したエラー履歴が残っていた。○当該製品にガス漏れはなく、正常に点火燃焼し、排気ガス中の一酸化炭素濃度に異常は認められなかった。○排気ダクトの排気ファンは、スイッチを入れると正常に作動した。●当該製品の燃焼状態に異常は認められないことから、排気フードの排気ファンを作動させなかったため、当該製品を含めたガス機器の排気ガスが室内にあふれ、一酸化炭素濃度が上昇し事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「排気ダクトの排気ファンが停止しているときは使用しない。排気ガスが室内に逆流し、一酸化炭素中毒の原因になる。」旨、記載されている。	・使用期間:6か月	
2018/08/31	2018/11/20	ガスこんろ	新潟県				○	一般戸建住宅(85才男性一人暮らし)台所にて、ガステーブルこんろの右下に置いてあったネズミ捕りシートとガステーブルこんろの下に敷いてあった紙製敷物および、ガステーブルこんろ右下下部が焼損するボヤ火災が発生。(長期の煮こぼれ放置でバーナーの炎孔が詰まり点火しにくい状況で点火操作を繰り返し異常着火)			
2018/08/29 知	2018/11/20	ガス瞬間湯沸器(先止式)	東京都					ガス事業者が開栓作業時に当該機器のケーシング変形を発見した。(風雨埃の多い環境と着火しにくい状況下で滞留した未燃ガスに着火し異常着火したと推測)			
2018/08/28 知	2018/11/20	ガス瞬間湯沸器(先止式)	東京都					ガス事業者が定期保安点検で当該機器のケーシング変形を発見した。(給湯器は4階ベランダ奥の低い位置に設置されており、風の影響を受け正常な点火が出来ず再着火を繰り返した為に滞留したガスに点火し異常着火)			
2018/08/23	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	福岡県				○	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用し調理中、その場を離れ、長時間放置していた。○当該製品は調理油過熱防止装置が付いていないロータイプのガスこんろである。○当該製品の器具栓は「強」の位置であった。●当該製品を調理中にその場を離れ長時間放置したことから、内容物及び食材の脂分が過熱されて発火し、周辺の可燃物に着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」旨、記載されている。	製造から25年以上経過した製品	
2018/08/13	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	北海道				○	(火災)異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者が外出中に、使用されていない当該製品周辺が焼損した。○室内では猫を1匹飼っていた。○右側の2個の操作ボタン(押し下げ式)は全て焼失し、こんろ内部が焼損していた。○右側のグリル配管の表面にはさすが付着し、右こんろ側の器具栓表面が著しく焼損していた。○右こんろバーナー部は、操作ボタンと連携しているセーフティバルブが変色し、表面の樹脂が溶着した状態であった。○右こんろ側のセーフティバルブのばねが約3mm押されており、事故発生時右こんろが点火状態であることが認められた。○操作ボタンは軽い力(10~20N)で押し下げることができる仕様であった。○当該型式品には未使用時に操作ボタンの誤操作を防止するロック機能が設けられているが、事故発生時にロック機能が使用されていたかは確認できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため当該製品の右こんろが点火された原因は不明であるが、当該製品にガス漏れ等出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他			
2018/08/04	2020/05/21	カセットボンベ	神奈川県			9		○(火災、軽傷9名)当該製品が破裂する火災が発生し、9名が火傷を負った。	○当該製品は夏祭り会場の露店で使用されていたカセットこんろ用のものであった。○事故発生の30分前、露店の従業員は、当該製品が燃焼中の業務用こんろの近くに立てた状態で置かれていたのに気付いたが、そのまま放置していた。○当該製品が破裂した瞬間、当該製品のトップ部が外れた。○事故発生時の様子を捉えたカメラの映像には、露店のテント内に炎が広がり、さらにテントの外にあふれた炎が上方に回り込む様子が写っていた。○当該製品の缶体側面上部に過熱痕が認められたほか、トップ部の形状が缶内圧によって膨らんでいた。○同等品を用いて事故発生時の状況の再現を試みたところ、使用済み間近のガス量以下では爆発しなかったが、一定量のガスが残っているとき、当該製品と同様にトップ部が外れて破裂し、噴出したガスに業務用こんろの炎が引火して爆発した。●燃焼中の業務用こんろのそばに当該製品を放置したため、当該製品が過熱され、中の液化ガスが膨張して缶が破裂し、噴出したガスにこんろの炎が引火して、事故に至ったものと推定される。なお、本体の注意表示には、「容器(ボンベ)が過熱すると容器内圧力が上がり爆発する危険がある。」、「容器(ボンベ)をストーブ(ファンヒーター)など熱気の当たる場所に置くことを禁止する。」旨、表示されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月9日。報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
2018/08/02	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、半密閉式(FE式))	東京都					○(火災)飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を使用した際、当該製品上部の排気フードから出火した。○当該製品は、厨房ダクト直結型で、排気フードは集合ダクトに正しく設置されていた。○当該製品上部の排気フード内は油とほこりが堆積しており、その多くが焼けて炭化していた。○当該製品にガス漏れ、出火の痕跡及び焼けは認められなかった。○製品内部には油とほこりが多量に付着しており、ファンモーターからは油が流れ出ている状態であった。○当該製品は、前面(フロントカバー)の給気フィルターが装着されないと稼働しない安全装置を有する仕様であったが、事故発生時は給気フィルターが取り外され、給気フィルターの装着を確認するマイクロスイッチが意図的に固定されて安全装置が無効化された状態(給気フィルターが装着されない状態でも当該製品が稼働する状態)になっていた。○当該製品には、2回の修理履歴があった。●当該製品は、本来装着してあるべき給気フィルターが外され、かつ給気フィルターの装着を確認するマイクロスイッチを無効化した状態で使用していたこと及び定期的な掃除が行われていなかったことから、排気熱により排気フードに取り付けられた油受皿にたまった油が燃えたものと推定される。なお、取扱説明書には、「修理技術者以外には修理、分解、改造しない。火災や故障の原因になる。」、「故障の原因となるので給気フィルターを取り外したまま使用しない。」旨、記載されており、日常点検、手入れ方法として、月1回程度、給気フィルター及び排気フードの油受皿を掃除する旨、記載されている。	・使用期間:5か月(製造年月から13年1か月と推定)
2018/08/01	2020/05/21	カセットこんろ	大阪府		1			(重傷1名)使用者が当該製品の上に転倒し、火傷を負った。	○使用者が酒に酔った状態でバランスを崩し、当該製品の上に座ったところ、尻と股間を火傷した。○当該製品は、操作面から見て左前のごとくが中央側に倒れ込むように変形し、容器カバーが円状の開口部を中心にへこんでいた。○ガスボンベ接続部、ダンパー、バーナーヘッド及び点火電極に異常は認められなかった。○点火、消火及び燃焼状態に異常は認められなかった。○当該型式品が点火するために右方向からと上方向から順番に荷重を加える必要があり、上方向からのみの荷重で点火することはないと考えられた。●当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年10月1日
2018/07/25	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	大阪府					○(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の小バーナーこんろを点火して調理中にその場を離れ、戻ると当該製品及び周囲の可燃物が燃えていた。○当該製品のグリル排気口の上方約14cmに設置されたスチールラックで発泡スチロールの箱、トレイ、樹脂製ざる等の可燃物が焼損しており、アルミ製の鍋と蓋が溶融していた。○小バーナーこんろは、樹脂等が燃焼して高温にさらされたことで周囲の天板が上方に反っており、ごとくに鍋を置くと鍋底と温度センサーの間に隙間が認められた。○小バーナーこんろの温度センサーは、内部のばねが高温にさらされた影響で一部縮んでおり、温度センサーが鍋底に接触しない状態で固着していた。○小バーナーの器具栓、ダンパー及びバーナーヘッドに変形や詰まり等の異常は認められなかった。○使用者は、小バーナーこんろに火をつけたまま放置すると過熱防止装置が作動して火が消えることを認識しており、ふだんから過熱防止装置の作動を利用して火を消していた。●当該製品に異常燃焼の痕跡は認められないことから、使用者が小バーナーこんろに点火してその場を離れていた間に小バーナーこんろの熱で周囲の可燃物に着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の上や周囲に燃えやすいものを置かない。」、「火をつけたままその場を離れない。」旨、注意表示されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月10日。平成30年8月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他	火災			
2018/07/16	2020/05/21	カセットこんろ	埼玉県						○(火災)作業場で当該製品に装着したカセットボンベが破裂する火災が発生し、当該製品及び周辺が破損した。	○使用者は、作業場の床の上に置いた当該製品で布切れを燃やした後、その場を離れた。その際、使用者は当該製品を消火したつもりであったが、記憶は定かではなかった。○事故以前、作業場にはタオル類が掛けられていたほか、段ボール等の可燃物が置かれていた。○爆発音を聞いた使用者が作業場に戻ったところ、当該製品の上でタオル状の布が燃えており、カセットボンベが破裂し、当該製品から外れていた。○当該製品の天板には燃えた繊維状のものが付着しており、周囲にも燃えた繊維が散らばっていた。○ボンベセットレバーはボンベ取付位置にあり、火力調整つまみは最大火力の位置で焼損していた。○圧力感知安全装置は作動状態であった。○圧力感知安全装置の作動確認をした結果、約0.5MPaで作動し、技術基準で定める作動範囲(0.4~0.6MPa)を満たしていた。●使用者が当該製品を消火せずにその場を離れたため、当該製品の上に落ちた可燃物が燃え、燃えた可燃物によってカセットボンベが過熱されて破裂したものと推定される。なお、製品本体には、「使用後の消火確認をする。」旨、取扱説明書には、「火をつけたまま使用場所を離れない。」旨、記載されている。	
2018/07/12 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県						○ガス供給業者が定期保安点検時に風呂釜側面の変形を確認した。1年前前に、繰り返し点火操作を行ったところ異常着火をして風呂釜側面が変形したとの事。(調査中)		
2018/07/05	2020/05/21	ガストーチ	愛知県						○(火災)車の荷台で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月7日	
2018/07/03	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	北海道						需要家より「機器が異常着火した」との連絡を受けたガス事業者様が訪問したところ、機器外板の変形を確認した。(原因不明)		
2018/07/02	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	愛知県						○(火災)当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が外出中に当該製品(3口、ビルドイン式)とレンジフードが焼損した。○使用者が外出前、飼い犬がごみ袋に触れないように当該製品の天板にごみ袋を置いていた。○当該製品は外出前に使用されていなかったが、後こんろの操作ボタンが点火位置になっていた。○ガス栓は開いており、当該製品の操作ボタンはロックされていなかった。○当該製品にガス漏れはなく、全こんろ及びグリルは正常に燃焼した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に火につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/07/02	2018/09/10	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	東京都						歯科技工用ガスバーナーを点火した際、壁ガス栓から火が着いた為、ガス栓を閉にしてソケットを外して消火した。(ガス栓に接続していたガス迅速継手(ゴム管用ソケット)の経年劣化(38年)によりガス漏れ)		
2018/06/30 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都						ガス事業者がお客様より給湯器周辺がガス臭いと連絡をうけ、訪問したが、通報のあった機器の隣家のRF式風呂釜のフロントカバー変形を確認した。(上方排気カバーへの雪又は落ち葉堆積し、排気閉塞・異常着火の可能性)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他	火災			
2018/06/25	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、半密閉式(FE式))	東京都						○(火災)商業施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、駅のボイラー室に同型品2台と連結して設置された湯沸器の1台で、従業員の入浴用の給湯システムとして使用されていた。○事故発生時、当該製品のリモコンは過熱防止装置作動を示しており、当該製品の燃焼室付近に焼損が認められた。○事故発生時、当該製品の前面パネルにある2個の給気フィルターは、ほこりが詰まった状態であった。○ファンモーター内部及びシロッコファンのフィン部に多くのほこりの付着が認められた。○バーナーケースのフレームロッド、バーナーセンサー及び点火プラグを固定している箇所に、燃焼ガスが漏れた痕跡が認められた。○バーナーケースに近い安全装置(温度ヒューズ)は切れていた。●当該製品は、給気フィルター及びファンモーターのフィンにほこりが堆積していたため、給気不足による不完全燃焼でバーナー炎の方向に偏りが生じ、過熱されて変形したバーナーケースから炎があふれて事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給気フィルターがごみ等でふさがっている場合は取り除く。」、「給気フィルターがほこり、ごみ等で詰まると不完全燃焼の原因となるので、掃除をする。」旨、記載されている。	・使用期間:6年6か月
2018/06/25	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	大阪府						機器を点火後使用して、一旦当該機器を消火操作、再度点火をしようとした際、点火しない状態となり、点火を繰り返したところ操作時に、大きな着火音とともに機器上部から炎が出たとのこと。(点火繰り返しによる異常着火)		
2018/06/17	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式))	兵庫県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が「ボン」という大きな音を聞き、パイプシャフト内を確認したところ、当該製品の下部に置かれていた可燃物が燃えていた。○当該製品の外郭は全体に焼損しており、表面の塗装が焼失していた。○機器本体から約15cmの位置で電源コードが断線しており、先端に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わらない位置であった。○排気口に使用が禁止されている排気接続箱が取り付けられ、アルミテープでシールされていたが、スポット溶接の外れやアルミテープの劣化により、排気ガスが機器内部やパイプシャフト内に漏れ出していた。○当該製品のプリント基板、送風ファン等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○バーナーは、ノズルやダンパーに詰まりは認められず、炎口は腐食して変色し、一部に詰まりが認められた。○熱交換器のフィン部に詰まりは認められなかった。○パイプシャフト内部には投光器が設置され、コンセントに当該製品と投光器が接続されていたが、いずれも出火の痕跡は認められなかった。○ガス流路にガス漏れ等の異常は認められなかった。○施工業者の名称等の詳細については不明である。●当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、使用が禁止されている排気接続箱から漏れた高温の排気ガスによるパイプシャフト内の可燃物の焼損、又は外部からの延焼のいずれかによるものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年7月25日
2018/06/17 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	高知県						ガス事業者は使用者から風呂釜を点火しようとした際、「大きな音がした」と通報を受けた。駆けつけたお客さま宅でBF式風呂釜が変形している事を確認した。(点火繰り返しによる異常着火)		
2018/06/16	2020/05/21	ガスカートリッジ	京都府			1			○(火災)キャンプ場で当該製品を他社製のガストーチに装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を接続したガストーチを点火したところ接続部から出火し、水をかけたが消火できず、爆発を防ぐために当該製品の胴部に穴を開けたところ噴出したガスに引火した。○当該製品の胴部の穴を塞いでガス漏れを確認した結果、漏れは認められなかった。○バルブを分解して確認した結果、ステムラバー、ステム及びハウジングに異常は認められなかった。○当該製品が接続されていたガストーチは、内部のOリングの直径が7%収縮しており、ガス漏れが認められた。●当該製品に異常は認められず、接続されていたガストーチからガス漏れが認められたことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/06/08	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	大阪府						使用中にポツという音がして前面の蓋が開いた。(養生による排気閉塞で異常着火の可能性)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷	軽傷	火災			
2018/06/08 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都					ガスの定期保安点検時に点検者が外装変形しているのを発見した。(点火繰返しによる異常着火)		
2018/06/05	2018/09/10	ロホースエンド型	埼玉県					二口ガス栓の元栓を両方開けたままコンロのスイッチを入れたところ、未使用ガス栓より火が出た。すぐお客様自身で消火し元栓を閉じた。(誤開放)		
2018/06/02	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府					○(火災)当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品で調理油の入った鍋を加熱したところ一旦火が消え、再点火したところ鍋に入っていた油が燃えた。○鍋の裏面には、付着物等の異常は認められなかった。○鍋の内面には底面に黒い焦げ跡があり、側面に油面の跡が認められた。○当該製品の温度センサーのサーミスター及び安全装置のマグネット作動に異常は認められなかった。○再現試験の結果、調理油が発火する前に安全装置が作動して消火した。●当該製品に異常は認められないこと、再現試験で出火しなかったことから、偶発的に鍋の外周等に付着した調理油がこんろの火に接触して着火し、鍋の内部の調理油に引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/05/30	2018/09/10	ガスこんろ	鹿児島県			1		協同住宅にて消費者がガスこんろを使用していたところ、グリル部よりガスが漏洩し発火した。この発火により、一名の前髪が一部焼損し、顔面上部に軽度の火傷を負った。(修理ミス)		
2018/05/30 知	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	福岡県					当該現場の管理人より給湯器が点火しないと連絡が入る。ガス小売事業者が確認したところ機器内部が煤けていた。(吸排気トップの選定間違い等により不完全燃焼し安全装置が作動)		
2018/05/25	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府					○(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のグリルのスイッチは点火状態であり、火力調節つまみは最大であった。○当該製品周辺にガス臭はなく、ガスは既に遮断されている状態であった。○グリルは、水受皿に水が入っておらず、網の上で魚が炭化し、油脂が堆積していた。○使用者は購入してから一度もグリル庫内を清掃していないとの申出内容であった。○使用者はグリルの水受皿に水を入れずに調理を始め、調理していることを忘れて外出したとの申出内容であった。●使用者がグリルの水受皿に水を入れずに調理し、そのまま外出したことで手入れ不足であったグリル庫内の油脂が過熱されて発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」、「焼き網の上又は下にアルミ箔を敷かない。」、「グリル使用時は必ず水受皿に水を入れる。」、「グリル使用後は必ず手入れをする。」旨、記載されている。	
2018/05/21 知	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	東京都					給湯使用中、お湯が出なくなった。ガス会社協力企業様が訪問したところ、建物は外壁工事中で当該機器は養生されており、外装が変形しているのを確認した。(養生による排気閉塞で異常着火)		
2018/05/21 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県					ガス事業者は、機器修理に伺ったお客さま宅のBF式風呂釜が変形している事を確認した。(点火繰返しによる異常着火)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷	軽傷	その他	火災			
2018/05/20	2020/05/21	ガス栓(LPガス用)	北海道						○(火災)当該製品に接続していたガスこんろを使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は右側のつまみが外れた状態で、つまみにはドライブシャフト(栓ばねを介して栓を押さえつけて気密性を保つ部品)がねじ止めされており、本体にはストッパー(ドライブシャフトの抜け止め用)とO型止め輪が残っていたが、栓ばねはどちらにも付いておらず、現場の当該製品近くから発見された。○ドライブシャフトにある2か所の突起が欠損し、ドライブシャフトがストッパーから抜ける状態であった。○ドライブシャフトの破損部は、過大な力が加わって延性破壊した状態であったが、金属状態に異常は認められなかった。○ストッパーの切欠き部には、ドライブシャフトの突起が当たってへこんだものと考えられる36~58μmの深さのへこみが確認された。○現場でガスメーターから当該機器までのガス漏れ検査を実施したところ、ガス栓のつまみ外れ部よりガス漏れを確認した。○使用者は入居以降当該製品のつまみを一度も触ったことがないとの申出内容であった。●当該製品のドライブシャフトの一部が欠損したため栓ばねの押さえが利かない状態になり、栓の気密性が保たれずガスが漏れ、こんろの火が引火したものと考えられるが、ドライブシャフトの金属状態に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から30年以上経過した製品。平成30年5月22日に経済産業省産業保安グループにて公表済。平成30年5月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済
2018/05/16	2018/09/10	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	福岡県						ガス栓とゴム管用ソケットの間で火が着いた。(ゴム管用ソケットの不完全接続・ガス漏洩)		
2018/05/16 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都						ガス事業者様の協力企業が定期保安点検に訪問したお客さま宅の風呂釜が変形しているのを発見した。(落雪による排気閉塞・異常着火)		
2018/05/15	2020/05/22	ガスこんろ(LPガス用)	千葉県					○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品で調理した後、こんろの火を消し忘れ、当該製品背面より出火し、当該製品、ガス用ゴム管、壁及び上部の棚を焼損した。○当該製品の背面及びトップレートに過熱の跡が認められた。○ガス接続口はガス用ゴム管が正しく取り付けられているときにガス用ゴム管で覆われている赤い線より先端側に過熱の痕が認められ、当該箇所は事故発生時にガス用ゴム管で覆われていなかった可能性が推定された。○使用者によれば、当該製品の周囲に樹脂製容器を置いていたとの申出内容であった。○左こんろを燃焼させ、ガス通路部のガス漏れを試験火で確認したが、ガス漏れは認められなかった。○当該製品の安全装置は正常に作動することを確認した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常が認められないことから、使用者が当該製品を使用して調理をした後、こんろの火を消し忘れたことにより、こんろ周囲に置かれていた樹脂製の容器が過熱されて着火した、又は、ガス接続部の接続が不十分であったことから、漏れたガスにこんろの火が引火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	平成30年6月19日に経済産業省産業保安グループにて公表済。平成31年6月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済。事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月12日	
2018/05/15	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	奈良県					○(火災)当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の左こんろを使用して揚げ物を調理後に外出し、1時間後に住宅警備会社が異常を検知して確認すると室内に煙が充満していた。○当該製品は、事故発生後も3か月間継続して使用されたため事故発生時の状態が維持されていたが、調査時に外観、点火、消火及び燃焼状態の異常は認められなかった。○左こんろの調理油過熱防止装置のセンサー内部に油分が付着しており、上下の動きに抵抗が認められ、規格値よりも低い位置であった。○調理油を入れた鍋で再現試験を行ったところ、調理油過熱防止装置の作動に異常は認められなかった。●当該製品は、左こんろの調理油過熱防止装置のセンサーの内部に油分が付着して上下に動きにくくなっており、事故発生時は調理油過熱防止装置のセンサーが鍋底に正常に接触しておらず、使用者が火を消し忘れたため鍋の調理油が過熱し発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま離れない。」旨、記載されている。		
2018/05/07	2018/09/10	ガスふろがま	山口県						お客さまはお風呂沸かし中、爆発音があったのでガス会社様へ連絡した。ガス会社のサービスマンが確認したところ、外装変形しているのを確認した。(使用状況の詳細が不明のため原因特定できず)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他	火災			
2018/05/03	2018/09/10	ガスこんろ	神奈川県						使用者家族が住居2F滞り時、爆発音が聞こえ1Fキッチンを確認すると、キッチン扉がすべて開いており、ガスが充満していた。(原因不明)		
2018/04/23	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	千葉県						○(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品のグリルを使用せず、こんろで調理をした後、焦げたにおいがしてグリルから煙が出ていたとの申出内容であった。○グリル扉上部周辺及びグリル庫内に多量のすすの付着が認められたが、グリルバーナーにすすの付着は認められなかった。○グリル水受皿に敷かれたアルミはくに多量の炭化物の付着が認められた。○グリルケース右側面付近にある配線の被覆が溶融して短絡しており、全こんろ及びグリルが点火しない状態であったが、配線を交換したところ、全こんろ及びグリルは正常に点火及び消火し、燃焼状態に異常は認められなかった。○全こんろ及びグリルの気密性に異常は認められなかった。○グリル消し忘れ消火装置及びグリル過熱防止装置に異常は認められなかった。○グリル及び各こんろの点火ボタンの周囲に異物の挟み込み等はなく、スムーズに操作可能な状態であった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に着火に至る異常は認められず、グリル庫内に多量のすすの付着が認められたことから、点火状態のグリル庫内で油脂等の残さに着火したため、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/04/23 知	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	兵庫県						ガスの検針時に検針作業者が当該機器の外装変形しているのを発見した。(調査の結果原因不明)		
2018/04/22	2020/05/21	ガスふろがま(LPガス用、密閉式(BF式))	埼玉県						○(火災)当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者がシャワーを使用するため種々の点火操作を行ったが、「カチッ」と音がせず、何回か点火操作を行って見たが着火しなかったため、2~3分後に再度点火操作を行ったところ異常着火し、当該製品が変形したとの申出内容であった。○ガス接続部からパイロット管及びエアパージ管まで(器具栓を含む)のガス漏れは認められなかった。○種々の点火操作を行ったところ、「カチッ」と音がして正常に着火した。○点火装置及び器具栓を分解したが、固定ねじの緩み等はなく、異常は認められず、立ち消え安全装置(電磁弁)も正常に作動した。●事故発生時に着火不良が起きた原因が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れや着火不良等の異常は認められなかったことから、使用者が点火操作を繰り返した際、製品内部に滞留したガスに引火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:10年6か月(使用者の使用期間は約7年)
2018/04/17	2018/09/10	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	不明						実験にてブンゼンバーナーを使用中にガス栓付近で着火し、使用者が消火器で消火した。(ガス迅速継手(ゴム管用ソケット)の不完全接続)		
2018/04/17	2018/09/10	その他ガス温水機器	茨木県						エラーが表示され、使用出来ない為に電源リセットを行ったが復旧しない為、そのままにしていたら、排気口より炎が出た。(修理不良)		
2018/04/17 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県						ガス事業者協力企業が、機器修理に伺ったお客さま宅のBF式風呂釜が変形している事を確認した。(冠水による異常着火)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他			
2018/04/13	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式))	東京都					○(火災)店舗で当該製品を使用したところ、当該製品内部を焼損する火災が発生した。	○当該製品はビルの屋上に設置されており、当該製品の入りガス金具付近に立て掛けてあった網入りガラス3枚が割れていた。○事故発生日は、強風が観測されていた。○当該製品の入りガス金具と接続するガスパイプの先端部に変形が確認された。○入りガス金具から元ガス電磁弁までの気密性を確認したところ、定常時では漏れなかったが、入りガス金具に鉛直方向の荷重を掛けると入りガス金具とガスパイプの接続部から微量の漏れがあることを確認した。○製品内部の入りガス金具とガスパイプの接続部より上部にすずが付着し、リモコン接続端子台及び周辺が焼損しており、当該部分のフロントカバー裏面の断熱材が焼けて変色していたが、それ以外の部位に焼損した痕跡は認められなかった。○リモコン接続端子台に接続されていた配線及び端子を観察したところ、配線の変形は確認されたが、短絡は認められなかった。●当該製品に事故につながる異常が認められないことから、強風にあおられて倒れた網入りガラスがガス配管接続部に当たったことにより、当該箇所にて隙間が生じ、燃焼中の当該製品内部にガスが漏れて引火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/04/13	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	山梨県					異常着火により機器一部が変形した。(点火線返しによる異常着火)		
2018/04/10	2020/05/21	草焼きバーナー(カセットボンベ式)	東京都					○(火災)当該製品にカセットボンベを接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品はカセットボンベ装着部が焼損していた。○当該製品のボンベカバーは閉まった状態になっており、カセットボンベは本体接合部に正しくセットされていた。○本体側接合部内に取り付けられているOリングは多少硬化していたが、新品の専用カセットボンベを取り付けたときにガス漏れは認められなかった。○事故発生時に使用していたカセットボンベは専用カセットボンベではなく、ステムの取付穴に変形が認められ、ステム先端を押し下ろしたときにステムの取付穴からガスが噴出した。●当該製品に異常は認められないことから、カセットボンベのステムの取付穴が変形し、取付穴部分から漏れたガスにバーナーの火が引火して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・A201800098(カセットボンベ)と同一案件
2018/04/07	2018/09/10	ガスこんろ	山口県			1		ガスこんろを使用した際、漏れいし滞留していたガスにこんろ点火の際の火花が引火し、爆発した。使用者は髪の毛を焦がした。なお、ガス漏れ警報器は設置されていたが、鳴動はしなかった。(修理者がOリングを装着しなかった)		
2018/04/05	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	大阪府					定期保安点検時ガス臭があり、機器底部に焼損痕が確認された。(無資格者によるガス接続不良)		
2018/04/03	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	東京都					○給湯使用中に給湯機焼損。(機器に洗濯物を掛け引火)		
2018/04/02	2018/09/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房(・ふろ)兼用)	東京都					機器から大きな音がしてフロントカバーが変形した。現場にて機器ガス通路部からの漏れを確認した。事故の2日前に弊社サービス員が修理対応していた。(修理不良)		
2018/04/01	2018/09/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房(・ふろ)兼用)	北海道					長期不在にしていた後に暖房を使おうとしたら、着火時に「ボン」と大きな音がした。修理依頼を受け、修理に来たガス事業者が機器のフロントカバーの変形を確認した。		
2018/03/28 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都					ガス事業者協力企業が、ガス開栓依頼のあったお客さま宅のBF式風呂釜が変形している事を確認した。(冠水による点火不良・異常着火)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	CO中毒	火災			
2018/03/24	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県						当該風呂釜を購入して、初めて使用する際に使用方法が分からず、繰り返し点火を行ったところ異常な着火をして風呂釜が変形した。		
2018/03/23	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、開放式)	東京都			3	○	(CO中毒、軽症3名) 飲食店で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により3名が軽症を負った。	○使用者が事故発生当日の10時頃から業務用七輪3台、業務用焼き物器、業務用炊飯器を使用して、当該製品は洗いのたびに使用していたところ、約3時間後の13時頃、当該製品を使用中、当該製品の不完全燃焼防止装置が作動した。○事故発生時、換気扇を使用していたが、換気扇は目詰まりしており、換気不良状態であった。○事故現場にて、当該製品、業務用七輪(3台中2台は調査不可)、業務用焼き物器、業務用炊飯器の燃焼状態を調査した結果、いずれも正常燃焼することを確認した。●当該製品に異常は認められず、使用者が当該製品、業務用七輪、業務用焼き物器及び業務用炊飯器を使用していた際、換気扇を稼働させていたが目詰まりで換気不良であったことから、各機器が酸素不足により不完全燃焼となり、一酸化炭素が発生して、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明(製造年月から4年11か月と推定)	
2018/03/23	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都					ガス事業者協力企業が機器修理に訪問したお客さま宅の風呂釜が変形しているのを発見した。(点火繰返しによる異常着火)			
2018/03/20	2020/05/21	ガス栓(都市ガス用)	京都府				○	(火災)当該製品に接続していたガスこんろを使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が左側ガス栓に接続されたガスこんろを点火したところ、火柱が立ち上がった。○当該製品は、左側ガス栓にホースエンド、右側ガス栓に迅速継手接続用コンセント口を有するヒューズ機構付き2口ガス栓であった。○当該製品は右側ガス栓の樹脂製つまみの一部が焼損していたが、その他の外観に異常は認められなかった。○右側ガス栓は開放された状態であり、コンセント口に装着されていたキャップは外れかけた状態であった。○つまみの回転による開閉に異常は認められなかった。○ヒューズ機構に異常は認められなかった。○使用者はふだん使用していなかった右側のガス栓を誤って開放したとの申出内容であった。●使用者がふだん使用していない右側のガス栓を誤って開放したことで外れかけていた状態のキャップの隙間からガスが漏れ、左側のガス栓に接続されていたガスこんろを点火したことで漏れたガスに引火したものと推定される。	平成30年3月22日に経済産業省産業保安グループにて公表済。平成30年3月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済	
2018/03/16	2018/09/10	ガスこんろ	東京都					グリルを使用中排気口より火が出た為、水をかけて消火。その後台所でガスの臭いがしていたとのこと。(経年劣化(21年)によるガス漏れの可能性)			
2018/03/15	2018/09/10	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	東京都					ガステーブル付近を掃除して、そのあとガステーブルを点火したらガス栓接続部付近に火が着いたため、消火器で消火したとのこと。(ガス迅速継手(ゴム管用ソケット)の外れによるガス漏洩)			
2018/03/07	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	東京都					点火操作を行った際に湯沸器の下部に火が着いた。(無資格者によるガス接続不良)			
2018/03/07	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都					点火操作を何度か繰り返してと、大きな音がして機器が若干変形した。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。			
2018/03/05 知	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	神奈川県					ガス事業者が定期保安点検で訪問したお客さま宅機器のケーシングが変形している事を確認した。(事故発生状況不明)			

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他			
2018/03/05 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	埼玉県					ガス機器の定期保安調査の際にガス給湯付きふろがまのフロントカバーが変形しているのを発見した。機器を設置しているパイプシャフトは保温の為と思われるビニールシートで塞がれている状態だった。(給排気閉塞による異常着火)		
2018/03/03	2018/09/10	ガスこんろ	大阪府				○	左コンロでやかんのお湯を沸かした30分後、台所付近が焼損する火災事故が発生。全て(三口)のこんろの上にはいつも鍋が置いてあり、奥の鍋には調理油が半分ほど入っていて、こんろまわりには調味料が置いてあり、調味料が入ったペットボトルもあったとのこと。(可燃物近接の可能性)		
2018/02/26	2018/09/10	ガスこんろ	東京都					需要家からガス事業者に連絡が入り「こんろ使用中に焦げ臭くなった」との連絡を受け訪問したところ機器内部配線の一部がこげていることを確認した。(煮こぼれ線返しによるバーナーキャップ閉塞で未燃ガスが逆流し引火)		
2018/02/24	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	大阪府					ガス臭の通報があり機器接続部からのガス漏れと底部に焼損痕があった。(無資格者によるガス接続不良)		
2018/02/22	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	大阪府				○	(火災、死亡1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は全体が焼損し、天板の上にはやかん、卵焼き器、金網及び焦げた食パンが認められた。○樹脂部品は著しく焼損していた。○バーナーヘッド、混合管及びダンパーに異常は認められなかった。○器具栓は、ストップバーピンの位置から「閉」であったと考えられた。○内部にガス漏れ等の出火の痕跡は認められなかった。○事故発生時の詳細な状況は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から20年以上経過した製品
2018/02/21 知	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	神戸市					給湯使用時エラーがお湯が出なくなった。その際に音がしたが玄関に出ても何か分からなかった。修理を依頼したガス事業者の関連企業が当該機器のケーシングが変形を確認した。当該建物は外壁塗装工事中でした。(養生シートによる排気閉塞・異常着火の可能性)		
2018/02/20	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	埼玉県					顧客からガス販売会社に故障したと連絡があり、確認したところ爆着により缶体に変形したと判明した。(機器に異常はなく、点火確認をせずに点火つまみを長押しした誤操作によるガス滞留)		
2018/02/18	2018/09/10	ガスこんろ	神奈川県				○	お客様より、コンロ天板下から火が出て配線が焦げ、煙が出たとの連絡を受け、ガス事業者様が訪問したところ、当該機器内部の配線に一部焦げがあることを確認した。(吹きこぼれ放置によるバーナーキャップ閉塞で未燃ガスが逆流し引火)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	○○中毒	火災			
2018/02/18	2018/09/10	ガスこんろ	静岡県						○	左こんろでやかんのお湯を沸かすときに炎が大きくなり、慌てて乾いた布をかぶせたために火災となった。(ガス用ゴム管をグリル下に敷いたためゴム管が熱で溶けガス漏洩)	
2018/02/16 知	2018/09/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	大阪府							当該給湯器を使用中大きな音がしたが、そのまま給湯器を使用した。翌日使用者と外壁塗装業者と使用者が風呂釜を確認すると変形していたのでガス事業者へ当該機器の点検を依頼した。建物は外壁塗装工事中だった。(養生シートによる排気閉塞・異常着火の可能性)	
2018/02/14	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま(LPガス用、屋外式(RF式))	香川県						○	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。○当該製品を設置していた外壁は、塗装作業のための足場が組まれていた。○本体は、給気口及び排気口を覆うように養生シートが貼られていた痕跡が認められた。○熱交換器、バーナーに異常はなく、また電気部品及び内部配線に出火した痕跡は認められなかった。○当該製品を運転したところ、正常に着火、燃焼動作していた。○塗装業者から使用者に対して、機器使用に関する注意喚起はしていなかった。●当該製品は、本体が外壁塗装をするための養生シートで覆われた状態で使用されたため、給気口及び排気口が閉塞して、本体内部に滞留した未燃ガスに点火操作の火花が引火し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/02/11	2018/09/10	ガスオープン	東京都			1				ガスオープンでお菓子を焼いている時に、点火確認をしたが点火していなかった為、再度点火操作をしたところ、庫内に溜まっていたガスに引火した。(経年(34年)による点火不良。立消安全装置のない機器)	
2018/02/10	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	大阪府						○	一般集合住宅ベランダに据置設置されている当該機器が、雨が降っているなかベランダの排水口が詰まり冠水した状態で、ふろだき運転を始めたところ、機器が発煙する火災事故が発生した。(冠水による給気部閉塞で炎あふれ)	
2018/02/06	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(元止式)	兵庫県							当該機器が着火しにくい状態であり、使用者が、点火操作を繰り返したところ異常着火したとのこと。(経年(16年)による着火不良と点火繰り返しによる異常着火)	
2018/02/05	2018/09/10	ガスこんろ	神奈川県						○	グリル庫内を5分ほど予熱していたところ火が見えた為、水をかけて消火した。(キッチンタイマーを入れたまま加熱)	
2018/02/03	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	岩手県	1	2				○	(火災、重傷1名、軽傷2名)爆発を伴う火災が発生し、建物が全壊し、1名が重傷、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。○当該製品は住宅の倒壊跡から発見された。○当該製品に出火、焼損の痕跡は認められなかった。○当該製品のガス経路にガス漏れは認められなかった。○事故発生時の使用状況は不明である。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/02/01	2018/09/10	ガス給湯暖房機(給湯・暖房・ふろ兼用)	北海道							長期不在にしていた後に暖房を使おうとしたら、着火時に「ボン」「ボン」と大きな音がした。修理を依頼し、修理に来たガス事業者が機器のフロントカバーの変形を確認した。(上の階の給排気トップから落下した水滴が凍り排気部を閉塞して異常着火)	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷	軽傷	CO中毒	火災			
2018/01/29	2020/05/21	ガスストーブ(開放式、LPガス用)	神奈川県		1	1			○(火災、重傷1名、軽傷1名)爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を破損し、1名が重傷、1名が軽傷を負った。	○使用者が、当該製品が設置されている部屋の電灯スイッチを入れたところ、「ボン」という音がして爆発が起こった。○ガス栓からガス用ゴム管を通して当該製品本体までの漏えい検査に異常は認められなかった。○事故発生時、当該製品の点火ボタンは「止」の位置にあった。○当該製品の背面にある当該製品とガス用ゴム管の接続部付近から本体上部まで、焼損した跡が認められた。○当該製品の内部に焼損した跡は認められなかった。●事故発生時のガス接続部とガス用ゴム管の接続状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、何らかの原因で当該製品とガス用ゴム管との接続部から漏れたガスが室内に滞留した状態で、使用者が部屋の電灯スイッチを入れたときに滞留していたガスに引火し、爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から25年以上経過した製品。平成30年1月31日に経済産業省産業保安グループにて公表済。平成30年2月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
2018/01/29	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	埼玉県						当該機器を使用したところ、大きな音がしたと、ガス事業者に連絡があった。機器は保温の為に保温シートで包まれた状態だった。(給排気閉塞による異常着火)		
2018/01/27	2020/05/21	ガス給湯付ふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式))	東京都						○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は事故前日に、凍結予防を目的として、布団を当該製品の全体に巻き、布団がずり落ちないように竹ざおを立てかけ、その上に毛布を掛けた。○事故発生時、使用者が当該製品のスイッチを入れて蛇口を開けたが湯が出なかったため、しばらく蛇口を開けたままで湯が出るのを待っていたところ、当該製品及び周辺を焼損した。○当該製品の外装は正面、側面、上面及び下面とも塗装の焼損が著しく、さすが付着していたが、内部からの出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火に至る異常は認められなかったことから、使用者が当該製品に布団等の可燃物を巻き付けたことにより異常燃焼が発生し、可燃物に着火したものと推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年2月16日
2018/01/24	2020/05/21	ガスふろがま(都市ガス用、半密閉式(CF式))	新潟県			2		○	(CO中毒、軽症2名)当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により2名が軽症を負った。	○当該製品の排気筒は排気トップが屋根の上に届かない風圧帯(壁等に風が当たって室内より空気圧の高い状態になる箇所)内に止まり、横引き部の先上り勾配がほとんどないため、煙を排出する上昇気流が発生しにくい状態だった。○設置場所は台所の土間で、換気扇とFE式給湯器が設置され石油ストーブが置かれており、閉め切られた状態であった。○排気口とバーナーがほこりで目詰まりし、多量のすすで排気部が一部閉塞していた。○同じ部屋に設置された給湯器を当該製品と同時に運転させると、逆風止めから排気が逆流することを確認した。○施工説明書には、「煙突は十分排気できる場所に設置し横引部は少し上り勾配にする。」旨、記載されていた。●当該製品に異常は認められず、設置状態や長期使用から当該製品内部に堆積したすすやほこりによる燃焼不良により一酸化炭素が発生しやすい状態にあり、部屋を閉塞して使用したことから負圧により排気が逆流し、使用者が一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。	使用期間：14年
2018/01/24 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都						定期保安点検に訪問したお客様宅の当該機器ケーシングが変形していた。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。(経年(16年)による着火不良、点火繰返し)		
2018/01/23 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都						定期保安点検に訪問したお客様宅の当該機器ケーシングが変形していた。原因は、点火操作を繰り返したことで機内に滞留した未燃ガスが異常着火したものと推測。(経年(30年)による着火不良)		
2018/01/22	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都						ガス事業者へ使用時に大きな音がして焦げたような音がすると連絡が入る。確認すると外装変形していた。当時は大雪で給排気トップ部分に積雪していた。(積雪による排気閉塞で異常着火)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷	軽傷	その他	火災			
2018/01/19	2020/05/21	ガスこんろ(LPガス用)	三重県						○(火災、軽傷1名)建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	○使用者は事故発生以前に当該製品を使用していたが火を消していた。○当該製品は前面と右側面が著しく焼損し、ガラス天板の前側が破損していた。○ガラス天板下側に取り付けられているアルミ薄板は多くが残っており、内部から出火した状況ではなかった。○操作部分と器具栓は焼損、溶融しているため、使用状況は確認できなかった。○グリル庫内に油脂等の炭化物は付着していなかった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・A201700738(換気扇)と同一案件
2018/01/16 知	2018/09/10	ガスふろがま用バーナー	神奈川県						定期保安点検時に製品の一部に焦げ跡を確認した。(パッキンの経年劣化(34年)によるガス微少漏洩)		
2018/01/16	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	東京都						外壁工事中に台所にて給湯を使用したところ大きな音がしたので確認したところ器具のフロントカバーが変形していた。器具の給排気部には養生がされていた。(養生による排気閉塞で異常着火)		
2018/01/15	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	静岡県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は事故発生前日の夜に当該製品を使用し、左こんろの火を消したか覚えがなかった。○当該製品は左こんろ側の焼損が著しく、左こんろ側天板には焼損した可燃物が多量に付着し、左バーナーキャップは熱変色していた。○当該製品内部に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品の火を消し忘れたため、周辺に置かれた可燃物が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止。」「こんろ周辺には可燃物を置かない。」旨、記載されている。	
2018/01/13	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、半密閉式(FE式))	東京都						○(火災)飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○飲食店厨房内で使用者が当該製品を使用して給湯中、当該製品の排気フードから出火し、当該製品の周囲の壁を汚損した。○当該製品の修理履歴は3回あり、1回目は部品を交換して使用継続できた。○2回目も部品を交換して使用継続できたが、事業者が現場改善要望書の発行及び注意ラベル(危険ラベル)を本体に貼り付け、使用者へ注意喚起を促した。○3回目は事故発生の2か月前で、燃焼異常による修理依頼であったが、修理部品がなかったことから機器寿命の説明及び買換えの提案を再度使用者に行ったが、使用者は継続使用していた。○排気フード及びダクトの内部には、油脂と思われる物質が大量に付着していた。●当該製品は、事故以前から燃焼異常が発生しており、事業者は使用者に対して現場改善要望書の発行、危険ラベルの当該製品への貼付、機器寿命の説明及び買換えの提案を行っていたにもかかわらず、使用者が当該製品を継続使用したため、排気フード内の油脂が発火し、事故に至ったものと推定される。	製造から10年以上経過した製品
2018/01/08	2018/09/10	ゴム管用ソケット(ガス栓側)	広島県						迅速継手接続部より、何らかの理由で漏洩したガスにコンロの炎が引火し接続具を焼損したとのこと。(接続部の異物ゴミ噛み)		
2018/01/06	2018/09/10	ガス瞬間湯沸器(先止式)	栃木県						当該機器から大きな音がしたため確認するとフロントカバーと壁組込ボックスの扉が変形していることを確認した。(点火ミスによる異常着火)		
2018/01/05 知	2018/09/10	ガス給湯付ふろがま	神奈川県						ガス供給業者がマイコンメーターに「ガス微量漏れ」が表示されているのを確認し、ガス元栓を閉じるとガスの流れが止まることを確認して、修理を依頼した。(ガス配管からの異物混入による弁の異物噛み)		
2018/01/04	2018/09/10	ガスふろがま用バーナー	大阪府						お客様が風呂釜からの出火に気づき、隣人が消火した。(リコール対象品)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故
 ※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの
 ※3 B2:「B1」以外の事故

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果	備考
				死亡	重傷病	軽傷病	その他	火災			
2018/01/02	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガス用)	兵庫県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が左こんろの上に油吸い取り用のA4用紙を5~6枚置き、右こんろで揚げ物を行った後、鍋と油吸い取り紙をそのまま放置し、室内に犬を残して10~15分間外出後に帰宅すると当該製品及び周辺が燃えていた。○当該製品は、前面操作部の樹脂部品が焼失していた。○左こんろのプッシュ式操作ボタンは紛失していたが、内部の樹脂は形状を維持していた。○当該製品の中央部から左こんろにかけて紙の炭化物等が堆積していた。○左こんろの器具栓は開いており、右こんろとグリルは閉じた状態であった。○当該製品の手前右側の床面には、段ボール箱が置かれていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は左こんろの器具栓が開いた状態であったことから、左こんろの上に置かれていた紙等が焼損し周辺に延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2018/01/01	2018/09/10	ガスストーブ	東京都						ガスストーブ背面のガスホース接続部周辺が焦げていた。(接続具に絹巻ラセン管(約50年前まで製造されていたガス接続具)が使用されていた。)		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故